

## 臨時特例企業税訴訟第一審（横浜地裁）判決の内容

争 点	原 告 の 主 張	県 の 主 張	裁 判 所 の 判 断
1 総務大臣の同意を要する協議制度及び不同事由の趣旨	○ 地方税法第261条に規定する同意制度は、法定外税の創設につき、国の経済施策との整合性の確保等の行政目的を実現するための事前のチェックの機会を設けたに過ぎず、同条各号の規定は法定外税の適法要件を定めたものではない。(P21)	○ 地方税法第261条所定の要件は、租税一般原則の観点から法定外税として容認できない場合（法定外税が地方税法上違法となる場合）を類型化したものであり、法定外税が地方税法上適法かどうかを判断する分水嶺となっている。(P42)	○ 法定外税の新設又は変更に係る同意を要する協議制度は、国の行政機関たる総務大臣が、道府県の法定外税の新設又は変更に関与することにより、異なる行政主体間において経済施策等の施策の整合性を確保するという、行政目的の下に設けられているもの。法定外税の適法性を審査する性質のものではない。(P73、P75)
2 法定税に係る規定と法定外税との関係（法定外税が地方税法上の法定税に係る規定に違反するとして違法となる場合があるのか）	○ 法定税は、枠法としての地方税法が特定の課税物件を取り上げ、その課税標準と税率を法定しているものであるから、地方団体の課税権は、その限度において制限されている。(P23) ○ 法律が全国一律に定める法定税の課税標準等を法定税条例により変更することは明らかに違法であるところ、法定外税条例の形式で実質的に同様の変更を加えることも、法定税に係る規定の潜脱であり、許されない。(P23) ○ 地方税法上の法定税に関する規律は、準用規定がなくても法定外税条例に及び、地方税法が地方団体の選択を認めていない全国一律の規定（課税標準、制限税率、非課税規定等）に違反する条例は、法定税条例であろうと、法定外税条例であろうと、違法・無効となる。(P23)	○ 法定税である法人事業税は、法定外税を含む地方税全体に共通する事項を規定した「第一章 総則」ではなく、「第二章 道府県の普通税」において、「第十一節 道府県法定外普通税」と並列的対等なものとして規定された別の節である「第二節 事業税」に規定されているものにすぎない。(P43) ○ 法定税である法人事業税の課税標準や制限税率等の諸規定を法定外税に援用する明文の定めは全くなく、そうである以上、法定外税の準則（枠）に法人事業税の規定を含めて考えるのは、地方団体の課税自主権を不当に制約する地方税法の解釈であり、到底許されない。(P45)	○ 地方税法は、法定税を法定の準則に従い課すべきということを前提としつつ、これに付加するものとして、法定外税の課税を認めている。法定外税の創設により、実質的には地方税法が法定税について定めた規定の趣旨に反するような課税をすることは、法定税を法定の準則に従い課すべきものとした地方税法の趣旨に反し、許されない。(P77) ○ 法定外税という形式を採ることにより、法定税に係る法定の準則と関わりなく課税できるとすれば、道府県は、法定外税の形式を用いることにより、法定税に係る法定の準則を回避し、いわばこれを潜脱して、実質的に当該準則に反する課税をすることも可能になりかねない。(P78) ○ 地方税法は、第二章第一節ないし第十節に並列的に規定する法定税について、それぞれが同時に課されることを予定している以上、それぞれが相互に整合的な内容となるように規定しているものと解される。法定外税もこれらの法定税と並列的な節において規定されているのであるから、法定税に係る規定と両立し、相互に整合的な内容となることが予定されている。(P80)
3 欠損金の繰越控除制度の意義	○ 現行の日本の租税制度の下において、所得を課税標準とする租税（法人税、法人事業税など）のすべてにおいて欠損金額繰越控除制度が定められている。このことは、立法者において、所得を平準化し通期課税の公平性を確保する同制度を、日本の所得課税における根幹又は基本的構造に関わる重要かつ基本的な制度と考え、繰越控除欠損金額に相当する利益はすべて所得課税の対象としないものとしていることを示している。(P25) ○ このような効果を制限するのであれば、税法の改正によらなければならないのは当然である。(P25)	○ 繰越控除制度を具体的にどのように定め、それと他の租税政策との関係をどのように調整するかは、国税、地方税を通じた全体の租税政策の問題であり、様々な選択肢のあり得るところである。判例も、「欠損金額の繰越控除を青色申告者の特典としていること自体、租税政策上の考慮に出たものであることは明らかである」としている。(P52) ○ 地方税法が、応益課税を趣旨・目的とする法人事業税の課税標準である所得の計算において、繰越欠損金を控除することを必要不可欠の原則としているとは到底考えられない。(P52)	○ 法人税について欠損金の繰越控除を定めた規定の趣旨・目的は、特定の事業年度に生じた欠損金額を以後の一定の事業年度の利益と通算することによって、法人の所得を長期的に把握し、もって法人の担税力を所得課税により的確に反映させるとしたものである。このことは、法人事業税についても妥当する。(P106、P111) ○ 法人税法が欠損金の繰越控除を青色申告者の特典としていること自体、租税政策上の考慮に出たものということができるが、租税政策上の考慮の結果として設けられた欠損金額の繰越控除規定の趣旨・目的が、上記のとおりであることには変わりはない。(P107) ○ 地方税法は、法人事業税の課税標準である所得の計算について欠損金額の繰越控除を規定しており、これが法律による準則となっているのであるから、地方団体の特定の政策的判断によってこれを実質的に否定することは許されない。(P121)
4 企業税が法人事業税に係る規定の趣旨に反するかどうか	○ 企業税は、形式上は法人事業税の欠損金額繰越控除規定の変更とは異なるが、実質的には、改正前地方税法第72条の14、改正後地方税法第72条の23に規定する欠損金額繰越控除制度の効果を否定するもので、これらの規律を潜脱するものであり違法というべきである。(P29) ○ 企業税は、その目的及び効果の両面において、地方税法上の法人事業税の基本的構造に関わる欠損金額の繰越控除の規定と矛盾・抵触し、これを一部改正すると実質的に同じことを、法定外税条例という形式を利用し、地方税法の規制を潜脱して実現することを意図し、現にこれを実現したものといわざるを得ない。(P29)	○ 企業税は、繰越控除欠損金額相当額の当期利益を課税標準とするものであり、法人事業税の課税標準の計算方法を変更するものではない。少なくとも法的観点から見た場合、法人事業税における繰越欠損金の利用を妨げるという構造にはなっていない。(P51) ○ 本件条例が、当期に利益があるにもかかわらず地方税の負担が軽減されている企業に、その負担能力にふさわしい穏当な負担を求めるために創意工夫された法定外税であるということを、適切に評価すべきである。このような創意工夫が、「実質」的に地方税法の「規制」を「潜脱」しているという二重、三重の解釈により制限されるのであれば、もはや法定外税制定の余地はなくなってしまふ。(P54)	○ 本件条例は、形式的には、法人事業税自体の欠損金額の繰越控除を否定するものではないし、繰越控除欠損金額又はその一部を直接に課税標準とするものでもない。しかし、企業税が、実質的に、法人事業税における欠損金額の繰越控除を一部否定ないし遮断し、当該部分に法人事業税に相当する性質の課税をする趣旨、目的及び効果を持ったものであることは、本件条例の制定の経緯及び本件条例の内容からして、明らかというほかない。(P103) ○ 法人事業税と租税としての趣旨・目的及び課税客体が共通する法定外税の創設によって、全国一律に適用すべき法人事業税の課税標準の規定の目的及び効果が阻害されることになることは、当該課税標準の規定を定めた地方税法の趣旨に反する。(P116) ○ 企業税は、法人事業税と一体として、実質的には、法人事業税に係る課税標準の規定を変更し、新たな課税標準において法人事業税を課する効果を持つものということもできる。法定外税の形式によってこれを実質的に実現しようとすることは、地方税法の趣旨に反する。(P117)